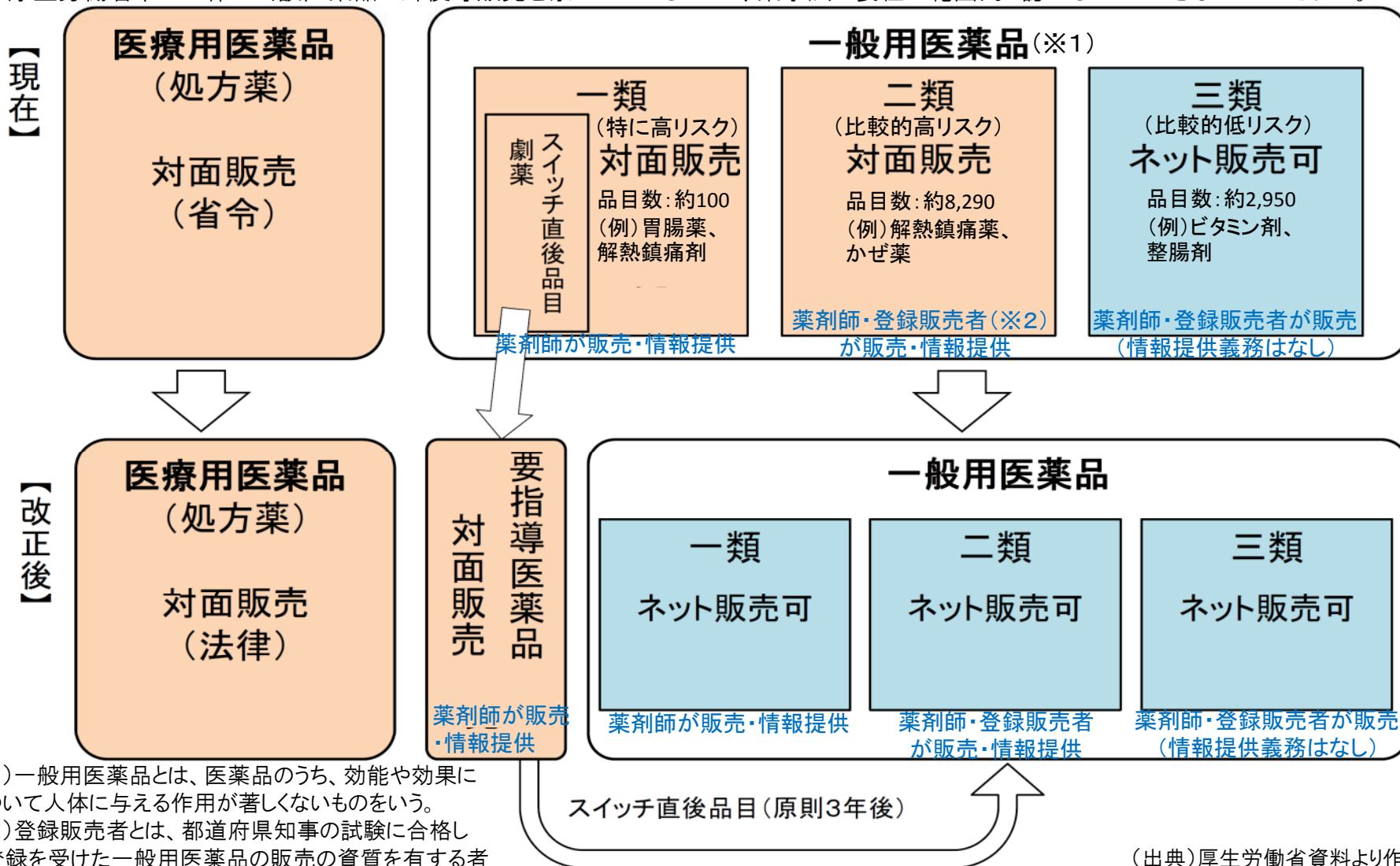


インターネットによる医薬品販売のルールに関する議論①

平成25年1月の一般用医薬品のインターネット販売訴訟に係る最高裁判決(※)等を踏まえ、医薬品の販売規制の見直し等を行うため、薬事法等の一部改正が行われた。(一部を除き平成26年6月14日施行)

(※)一般用医薬品のインターネット販売を行う事業者が、第一類・第二類医薬品の郵便等販売を行う権利の確認等を求めた裁判について、厚生労働省令で一律に当該医薬品の郵便等販売を禁止していることは、薬事法の委任の範囲内と認めることはできないこととされた。



(※1)一般用医薬品とは、医薬品のうち、効能や効果について人体に与える作用が著しくないものをいう。
(※2)登録販売者とは、都道府県知事の試験に合格し登録を受けた一般用医薬品の販売の資質を有する者

一般用医薬品のインターネット販売時における具体的なルールについては、平成25年1月の最高裁判決を受けて開催された厚生労働省の会議において、これまで様々な検討が行われてきたところ。

検討の経過

①「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」(平成25年2月～5月)

各コミュニケーション手段(対面、テレビ電話、メール、WEB画面、電話)の特徴(やり取りの均質性・同時性、記録の可否等)、インターネット販売での消費者の安全性確保のための方策等について議論

②「一般用医薬品の販売ルール策定作業グループ」(平成25年8月～9月)

①での議論を踏まえ、インターネット販売の具体的なルール(希望する消費者への対面相談、薬剤師等(薬剤師・登録販売者)の勤務状況のリアルタイム表示、薬剤師等の情報提供に係る消費者理解の確認等)について議論

検討結果

※新たなルールは、平成26年6月12日(薬事法等の一部改正法の施行日)より開始

一般用医薬品のインターネット販売は、薬局等の許可を取得した実店舗において薬剤師等が実施することとし、消費者との適切なコミュニケーションの確保やなりすまし防止などを確保するためのルールがあわせて設けられることになった。

【店舗に関するルール】

- ・週30時間以上を目安に実店舗の開店
- ・インターネット販売を行う店舗一覧を厚労省HPに掲載
- ・インターネットのほか、対面による消費者向けの相談体制を整備
- ・非対面(メール等)で消費者とコミュニケーションを取る場合における薬剤師等の氏名等の伝達

【販売サイトに関するルール】

- ・店舗名、店舗写真、専門家の氏名等、薬局等許可証の内容、営業時間外を含む連絡先を表示
- ・薬剤師等の勤務状況のリアルタイム表示
- ※薬剤師の免許情報は厚労省HPにて、登録販売者は各自治体への問い合わせにより確認可能

【販売時のルール】

- ・消費者が薬剤師等による情報提供内容を理解した旨、薬剤師等に対する再質問がない旨の確認
- ・販売を行った薬剤師等の氏名、販売時刻等の記録の作成・保存 等